

簡易裁判所で民事トラブル解決

日常生活を送っていると、様々な民事トラブルに出会うこともあるかと思います。例えば・・・

- ・ 大家さんが敷金を返してくれない
- ・ 友達が貸したお金を返してくれない
- ・ 知人に楽器を売ったけど代金を払ってくれない
- ・ バイト代を払ってもらえない
- ・ 隣家の犬が毎晩吠えて眠れない

当事者同士では解決できない・・・

そんなときには簡易裁判所の民事手続きを利用してみませんか？



アクセスしやすい 簡易裁判所は、全国に 438庁 あります！	迅速な解決 ▶ 通常訴訟は90%以上が3回以内に終了 ▶ 民事調停は80%以上が3回以内に終了 ▶ 少額訴訟は原則1回で終了 ▶ 支払督促は書類審査のみ	簡易な手続 簡易裁判所では、手続案内(法律相談ではありません。)を実施しています。 また、受付窓口やウェブサイトにも各種手続の申立書などの書式があり、一人で簡単に手続できます。 裁判官書記官	司法委員 訴訟手続では、一般市民の健全な食糧を反映させるため、一般市民の中から選ばれた司法委員が関与する制度があります。 調停委員 調停手続では、豊富な社会経験を有する一般市民の中から選ばれた調停委員が関わります。
--	---	--	---

簡易裁判所で取り扱っている民事事件

1 通常訴訟手続

標準

原則として 140 万円までの請求について、判決による**終局的な解決を**図る**手続**です。当事者間の折り合いがつけば、和解により解決される場合もあります。



2 少額訴訟手続

原則1回

60 万円までの金銭の請求に限り、**原則として 1 回の審理で終了する訴訟手続**です。分割払や支払猶予を認める判決がされる場合もあります。
※1 回で終了できない複雑な事案には、少額訴訟手続は向いていません。

3 民事調停手続

円満解決

非公開

裁判官と一般市民から選ばれた 2 名以上の民事調停委員とで構成される調停委員会が、当事者双方の言い分を聴き、**話し合いによる解決を**図る**手続**です。非公開の手続、申立手数料が訴訟手続の半額です。



4 支払督促手続

書類審査

金銭等の支払を求める請求について、裁判所へ出頭することなく、**書類の審査のみ**で、迅速に解決を図る**手続**です。
証拠の提出が不要、申立手数料が訴訟手続の半額です。
※債務者から異議申立がなされると通常訴訟手続に移行します。

詳しくは、裁判所ウェブサイトをご覧ください。
▶▶ <https://www.courts.go.jp/>

